

発議第1号 反対討論

日本共産党の大名美恵子です。発議第1号について反対の立場から討論を行います。

本意見書案は、「東海第二発電所の安全審査を早急に行うことを国に求める意見書」として、現在、原子力規制委員会が行っている東海第二原発の適合性審査を早急に進めることを求める内容です。

反対する第1点は、本意見書案のタイトルおよび意見書の内容が、この3月議会に東海村商工会から提出された請願とほぼ同様であり、議長から付託を受け審査をしてきた原特委のメンバーによる提案であることです。

原特委員長は、「傍聴者数が本会議より多いのではないか」と述べていましたが、請願提出関係者そして請願の行方を大変心配する村民等、請願審査に多くの方々に関心を寄せる案件です。この意見書案の提出者、賛成者は、この重要な請願の審査について、原特委議論の中で、「請願審査を十分行う必要性はない」と言っていました。そして原特委の結論を待たずに、同じ内容で意見書を確実にあげることができる手続きをとったわけです。

この手法を請願者は果たして喜ぶでしょうか。はじめから発議にすれば、照沼会長もわざわざ委員会での説明をしなくても済みました。でも請願を出したと言うことは、商工業者の実態等、議会が十分議論してほしい、その上でぜひ意見書をあげてほしいということではないでしょうか。

しかし今回の発議による意見書提案は、請願と同じ内容ですから、まるで商工会も一緒に、「議会の議論などあまり問題ではない。要するに意見書をあげればいいのだ」と、実はそういう考えだったのだと受け取れるものです。

仮にそういうことだとすれば、提案した議員の側も、請願を出された商工会さんも、議会や請願権を、軽視していると言わざるをえません。

反対する第2点は、新基準に基づく適合性審査に合格することが、プラントの確実な安全確認になるわけではないと言うことです。今や多くの共通認識で

す。

高浜原発 4 号機が、審査合格後の再稼働準備中に原因不明の放射性物質を含む水漏れ事故を起こし運転停止となっています。そして高浜原発 3.4 号機については、司法による運転停止の仮処分決定が下された現実も直視すべきです。

さらに深刻なのは、福島原発事故を体験した後であっても、学ぶことをしないで電力会社の傲慢さが変わらないことです。九州電力は、規制委員会による川内原発の審査後に、「免震重要棟」建設を強引に撤回するなど、規制委員会と適合性審査とを軽視する姿勢があらわです。この思想では、「安全が優先」されるわけがありません。

この視点では、本意見書案の「規制委員会が審査を遅らせているから急がせる」という思想も、規制委員会と適合性審査への軽視が明らかです。仮に意見書が提出されれば東海村議会も、商工会も、そして真剣に傍聴に来ている原電も含めて、「福島原発事故に学ばない見識のない人たち」と、県内はもとより全国の人々から言われることになるでしょう。見識をもった人も大勢いるにもかかわらず、ひっくるめて見識がないと評価されてしまいます。やめるべきです。

反対する第 3 点は、東海第二原発の今後を議論し、村内の地域経済を活性化させたいという考え方、すなわち再稼働に頼るまちづくりでは、本村が求める持続可能なまちづくりにはなりえないと言うことです。

「絶対安全」ということを絶対言い切れない原発を動かすことは、使用済み核燃料の増大など、行き場のない放射性廃棄物の問題ほか、過酷事故が当然想定され、福島原発事故から何も学べないまま同じことが繰り返されることになります。

今、本村の地域経済の発展、および村の財源確保とまちづくりは、東海第二原発を中心とする原子力に依存する方向性はキッパリ改め、依存しない「村づくり」「商工業の振興」に、直ちに踏み切る時です。

村も議会も商工業者もこの観点で力を合わせるこそ、持続可能なまちづくりに確実につながるということを申し述べます。

以上述べまして、発議第 1 号に反対する討論といたします。